

# —生徒会会則—

## 第 1 章 総 則

第 1 条 この会を藤沢市立大清水中学校生徒会と名づける。

第 2 条 この会は大清水中学校の全校生徒で組織する。

第 3 条 この会は全生徒の自主的活動をさかんにし、親和と協力によって学校生活の民主化をはかることを目的とする。

第 4 条 この会は第 3 条の目的を達成するための活動をする。

## 第 2 章 機 関

第5条 この会には次の機関をおく。

- (1) 生徒総会      (2) 全校評議会
- (3) 学級委員会   (4) 専門委員会
- (5) 学級会        (6) 部活動部長会

第6条 生徒会は生徒会の最高議決機関であり、全生徒によって構成され、次のはたらきをする。

- (1) 役員の承認
- (2) 会則の改正
- (3) 年間計画の決定および反省
- (4) 生徒会予算の決定
- (5) その他必要と認める事項

第 7 条 全校評議會は生徒総会に次ぐ議決機関で学級委員、生徒会本部役員、専門委員長、部長会代表により構成され次のはたらきをする。

- (1) 生徒会行事一般に関する計画立案
- (2) 専門委員会、部活動、学級会より提案された事項の審議決定
- (3) その他、必要と認める事項の審議および決定

第 8 条 専門委員会は各学級により選出された代表によって構成される執行機関であり、次の各委員会をおく。

- (1) 放送委員会(1 名)
- (2) 広報委員会
- (3) 保健・美化委員会
- (4) 体育委員会
- (5) 図書委員会

**第 9 条 部活動部長は文化部・体育部部长で構成し部活動に関する諸問題を審議決定し部活動の向上をはかる。**

### **第 3 章 役員**

**第 10 条 会長 1 名、副会長 1 名、書記会計 4 名を生徒会 本部役員と称し生徒会活動運営の中心となる。**

#### **第 11 条 役員の任期**

**(1) 生徒本部役員の任期は 1 年間とする。**

**役員改選は 10 月を原則とする。**

**(2) 学級委員、専門委員の任期は原則として半年とする。**

### **第 4 章 会議**

**第 12 条 生徒会活動の諸会議はその会の構成人数の 4 分の 3 以上の出席によって成立し、決議は出席者の 2 分の 1 以上の賛成を必要とする。**

**第 13 条 生徒総会は原則として 5 月に開き、必要な場合は校長の承認をうけて臨時に開くことができる。**

第 14 条 全校評議會は会長が必要と認めた時、随時に開く。

第 15 条 専門委員会は毎月 1 回、定期的に開かれる。

第 16 条 その他の会議は必要に応じて会長が招集し、開催する。

## 第 5 章補則

第 17 条 本会の諸活動に際しては本校教師の指導、助言を受けて行うものとする。

第 18 条 生徒会本部役員に大員が生じた場合は補充することができる。

第 19 条 生徒会本部役員の選挙規則は別にこれを定める。

## 生徒会役員選挙規則

第 1 条 役員の選挙を行うため選挙管理委員会を設ける。

第 2 条 選挙管理委員会は各学級より選出された選挙管理委員によって構成する。ただし立候補者は管理委員になることはできない。

第 3 条 選挙管理委員会には互選によって委員長、副委員長を各 1 名おくものとする。

第 4 条 選挙管理委員会は次のことを行う。

- (1) 選挙の公示
- (2) 候補者受付発表
- (3) 立会演説会の開催
- (4) 選挙の投票開票事務
- (5) その他の管理

第 5 条 本会会員はだれでも役員に立候補できる。

第 6 条 候補者は大清水中学校生徒 15 名以上の推薦者および推薦責任者を必要とする。

第 7 条 会長、副会長、書記、会計は全校生徒の無記名投票とする。

**第 8 条** 当選の決定は得点の高点順とし、対立候補がない場合は、信任投票を行い。有効投票数の過半数の信任をもって当選とする。

**第 9 条** 細則については選挙管理委員会で定める。

**第 10 条** この規則は生徒会の議決によらなければ改めることができない。

# 生徒会組織

